

令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会 設置・運営方針

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び教科用図書東濃採択地区協議会規約に基づき、令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置・運営方針を下記のとおりとする。

記

- 1 令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について
 - (1) 各市教育委員会において5月31日（火）までに、令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置に関する議決を終え、東濃地区教育長会長に報告する。
 - (2) 第1回教科用図書東濃採択地区協議会後、次の事項について、県教育委員会に報告する。
 - ・教科用図書東濃採択地区協議会規約
 - ・令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会設置・運営方針
 - ・令和5年度使用東濃地区小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準
 - ・令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会 委員名簿
 - ・令和4年度教科用図書東濃採択地区協議会 日程
- 2 運営方針
 - (1) 教科用図書東濃採択地区協議会は、8月5日（金）までに種目ごとに同一の教科用図書を採択することについての協議を終わること。
 - (2) 各市教育委員会は、最終の教科用図書東濃採択地区協議会の翌日から8月12日（金）までの期間中に採択を議決し、東濃採択地区協議会長に採択結果を報告すること。
 - (3) 各市教育委員会が種目ごとに同一の教科用図書を採択したことを会長に報告することにより、東濃採択地区の採択が完了したものとすること。
 - (4) 各市教育委員会は、各学校への採択結果の通知を、東濃採択地区の採択完了以後とすること。
 - (5) 規約第17条の議事録に、協議会委員名簿を含むものとする。展示会意見書は請求に応じて公開すること。
- 3 協議会の会計報告及び次年度の予算について
 - (1) 次年度の予算についての議決は、9月の教育長会にて行う。
- 4 事務局について
 - (1) 協議会の事務局は、本協議会で定めるまでは東濃地区教育長会会長の市教育委員会に置く。